

○ 資金配分機関は、被告発者に対し、調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることや、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止、被告発者から別に申請されている競争的資金の採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留することができる。

#### (2) 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

○ 不正行為認定が行われた者が所属する研究機関及び資金配分機関は、当該被認定者等に対し、ただちに当該競争的資金の使用中止を命ずるとともに、研究機関は、内部規程に基づき適切な処置をとる。

#### (3) 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

○ 資金配分機関及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除し、名誉回復措置等を講じる。

### 6. 不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

#### (1) 措置を検討する体制

○ 資金配分機関は、配分した競争的資金に係る研究活動に関する被認定者等への競争的資金に係る措置を検討する委員会を設置。

○ 委員会は、資金配分機関の求めに応じて、被認定者等に対してとるべき措置を検討し、その結果を報告。

○ 委員会は、原則として、研究活動における不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持つ者を含み、被認定者等や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成。

#### (2) 措置の決定手続

○ 措置の検討に当たっては、不正行為の重大性、悪質性、被認定者の不正行為への関与の度合等を考慮。検討結果は速やかに資金配分機関に報告。

○ 資金配分機関は、委員会の報告に基づき、被認定者等に対する措置を決定。決定に当たっては委員会の報告を尊重。

○ 資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関、当該資金配分機関以外の資金配分機関に通知。

#### (3) 措置の対象者

○ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)。

○ 不正行為に関与したと認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の主たる著者。

○ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。

#### (4) 措置の内容

##### 【競争的資金の打ち切り】

○ 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金や既に配分されているその他の競争的資金の打ち切り。

##### 【競争的資金申請の不採択】

○ 不正行為が認定された時点で研究代表者として申請されている競争的資金については採択しない。また、研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者を除外しなければ採択しない。

##### 【不正行為に係る競争的資金の返還】

○ 未使用の研究費の返還や、契約済みであるが、納品されていない場合や未使用の場合の機器等の物品の契約解除・返品とこれに伴う購入費の返還を求める。

○ 極めて悪質な場合は、不正行為があったと認定された当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。

##### 【競争的資金の申請制限】

○ 文部科学省所管のすべての競争的資金の申請を制限。制限期間は、不正行為の重大性等に応じて委員会が定める。

・ 不正行為に関与したと認定された者 認定された年度の翌年度以降5年から10年

・ 不正行為に関与したと認定されないが不正行為があったと認定された研究に係る論文等の主たる著者 同様に2年から4年

#### (5) 措置と訴訟との関係

○ 措置後に訴訟が提起された場合、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続。

○ 措置前に訴訟が提起された場合、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

○ 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、ただちに措置を撤回。研究費の返還がなされていた場合、資金配分機関は、その金額を措置対象者に再交付することができる。研究費の打ち切りがなされていた場合、資金配分機関は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを判断。

#### (6) 措置内容の公表

○ 資金配分機関は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて、速やかに公表。

#### (7) 措置内容等の公募要領等への記載

○ 資金配分機関は、不正行為を行った場合に資金配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、競争的資金の公募要領や委託契約書(付属資料を含む)等に記載。

